

長野県告示第511号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年9月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年9月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 丸子信州新線
- (2) 供用を開始する区間 東筑摩郡麻績村大字日6318番の5地先から東筑摩郡麻績村大字日6474番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年9月1日
- 2 (1) 路線名 姥神奈良井線
- (2) 供用を開始する区間 塩尻市大字奈良井乙2727番の42地先から塩尻市大字奈良井乙2741番の88地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年9月1日

道路管理課

長野県告示第512号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成20年9月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称 東御都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域 東御都市計画区域
- 3 縦覧場所 長野県建設部都市計画課及び東御市役所

都市計画課

長野県告示第513号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号による別表第3の5の項及び第56条第1項第2号のニの規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を次のとおり定め、平成20年9月1日から施行します。

平成20年9月1日

長野県知事 村井 仁

区 域		法第52条第1項第6号の規定による数値	法第53条第1項第6号の規定による数値	第56条第1項第1号による別表第3の5の項の規定による数値	第56条第1項第2号のニの規定による数値
新たに東御都市計画区域に含まれる用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域(面積2,575ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25

(備考) 別に示す図書は省略し、長野県建設部建築指導課、上小地方事務所建築課及び東御市産業建設部建設課に備えて縦覧に供します。

建築指導課



公告

平成20年度後期技能検定を次のとおり行います。

平成20年9月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 試験区分 試験区分は、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。
- 2 実施職種及び試験の期日
  - (1) 学科試験
    - ア 特級

検定職種及び作業名	期日
鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	平成21年2月1日(日)

イ 1級、2級、3級及び単一等級

検定職種及び作業名	期日
機械検査(機械検査作業) 菓子製造(和菓子製造作業) 配管(建築配管作業) 型枠施工(型枠工事作業) 鉄筋施工(鉄筋組立て作業) ガラス施工(ガラス工事作業) 金属材料試験(組織試験作業) 電気機器組立て(3級の配電盤・制御盤組立て作業)	平成21年1月25日(日)
さく井(ロータリー式さく井工事作業) 工場板金(1級及び2級の機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業) 鉄道車両製造・整備(走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業) 時計修理(時計修理作業)	平成21年2月1日(日)

空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)  
 農業機械整備(農業機械整備作業) 冷凍空気  
 調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)  
 石材施工(石材加工作業) パン製造(パン製  
 造作業) みそ製造(みそ製造作業) 酒造  
 (清酒製造作業) コンクリート圧送施工(コ  
 ンクリート圧送工事作業) 防水施工(アスファ  
 ルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事  
 作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び  
 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作  
 業) 機械・プラント製図(機械製図手書き作  
 業及び機械製図CAD作業) 製麺(機械乾麺  
 製造作業) 枠組壁建築(枠組壁工事作業)

機械保全(1級及び2級の機械系保全作業、電  
 気系保全作業及び設備診断作業) 半導体製品  
 製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組  
 立て作業) プリント配線板製造(プリント配  
 線板設計作業及びプリント配線板製造作業)  
 光学機器製造(光学機器組立て作業) 和裁  
 (1級及び2級の和服製作作業) 建築大工  
 (大工工事作業) かわらぶき(かわらぶき作  
 業) 塗装(鋼橋塗装作業) プラスチック成  
 形(3級の射出成形作業) 電子回路接続(電  
 子回路接続作業) 樹脂接着剤注入施工(樹脂  
 接着剤注入工事作業)

平成21年  
 2月8日  
 (日)

(2) 実技試験

平成20年12月1日(月)から平成21年2月22日(日)までの  
 間において別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種にお  
 いて実施します。

3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

4 実技試験問題の公表

平成20年11月21日(金)から長野県職業能力開発協会で行いま  
 す(一部の職種を除く。)

5 受検資格

(1) 特級の技能検定試験

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」とい  
 う。)第45条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働  
 省令第24号。以下「規則」という。)第64条の規定に該当する  
 者

(2) 1級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の2の規定に該当する者

(3) 2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者

(4) 3級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者

(5) 単一等級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

6 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

申請書の用紙及び受検案内書は、長野県職業能力開発協会、  
 長野県商工労働部人材育成課、工科短期大学校、技術専門学校、  
 長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能  
 力開発促進センターで配布します(郵送を希望する場合は、  
 返信用封筒(切手140円分をはったもの)を同封の上、長野  
 県職業能力開発協会あて請求してください。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつて  
 は、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)

(長野県婦人会館3階)

長野県職業能力開発協会

電話番号 026(234)9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検  
 申請書」と朱書きしてください。)

(3) 受付期間

平成20年9月29日(月)から平成20年10月10日(金)まで

(郵送による場合は、平成20年10月10日までの消印のあるも  
 のに限り受け付けます。)

(4) 手数料

特級、1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出  
 する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手  
 数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除  
 を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の  
 納付は不要です。

また、受検申請を受け付けた後は、申請の取消及び試験を受  
 けなかった場合でも、手数料は返還しません。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

(7) 特級、1級、2級、3級(在校生が受検する場合を除く。)  
 及び単一等級

検 定 職 種	金 額
鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金 型製作 金属プレス加工 工場板金 めつ き 仕上げ 機械検査(特級に限る。) ダ イカスト 機械保全 電子機器組立て 電気 機器組立て 半導体製品製造 プリント配線 板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内 燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置 調整 建設機械整備 婦人子供服製造(特級 に限る。) 紳士服製造 プラスチック成 形 さく井 鉄道車両製造・整備 時計修 理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製版 石材施工 パン製造 菓子製造 製 麺 酒造 建築大工 かわらぶき 配管 型 枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 ガラス施工 金属材料試験 塗 装 枠組壁建築 樹脂接着剤注入施工	15,700円
機械検査(1級、2級及び3級に限る。)	13,000円
和裁 機械・プラント製図	11,500円

(4) 3級(在校生が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	金 額
プリント配線板製造 時計修理 冷凍空気調 和機器施工 プラスチック成形 配管 建築 大工 電気機器組立て	10,500円
機械検査	8,700円
機械・プラント製図	7,700円

(注)「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規  
 定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に  
 規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けて  
 いる者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練  
 又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練  
 を受けている者その他好事が別に定める者を除く。)

b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、平成21年3月17日(火)に長野県公式ホームページ、県庁東側掲示板、工科短期大学校、技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には直接通知します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会から書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

8 その他

技能検定について不明な点は、長野県商工労働部人材育成課又は長野県職業能力開発協会までお問い合わせください。

人材育成課

公告

平成20年8月25日、長野県中野土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年9月1日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成20年9月1日

長野県知事 村井 仁

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,124.00 <sup>ha</sup>
	土砂流出防備保安林	82.81
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,663.57
	土砂流出防備保安林	54.02
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,936.38
	土砂流出防備保安林	330.74
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,076.36
	土砂流出防備保安林	548.73

天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,171.27
	土砂流出防備保安林	840.94
木曾谷(木曾郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,126.25
	土砂流出防備保安林	252.82
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,187.27
	土砂流出防備保安林	743.35
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	194.41
	土砂流出防備保安林	110.36
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	295.02
	土砂流出防備保安林	73.60
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平隠7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成20年9月1日

長野県知事 村井 仁

- 都市計画区域の名称  
東御都市計画区域
- 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
平成19年4月1日現在における長野県東御市八重原、下之城、御牧原、布下、島川原、大日向、羽毛山、塩尻

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松本都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成20年9月1日

長野県知事 村 井 仁

**1 開催日時及び場所**

- (1) 日時 平成20年9月28日（日） 午前10時00分から
- (2) 場所 長野県松本合同庁舎 2階203会議室（松本市大字島立1020番地）

**2 都市計画の変更案の概要**

- (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）  
松本都市計画道路 3・2・43号 内環状南線  
平成10年長野県告示第137号の土地の区域のうち、井川城1丁目、中条及び深志1丁目の一部区域を変更します。
- (2) 変更案の閲覧  
公告の日から平成20年9月22日（月）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

**3 公述申出について**

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者  
都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間  
公告の日から平成20年9月16日（火）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）
- (3) 公述申出書の提出先  
長野県建設部都市計画課、長野県松本建設事務所整備課又は松本市建設部幹線道路課
- (4) 公述申出書の様式  
別紙様式のとおり

**4 公述人の選定**

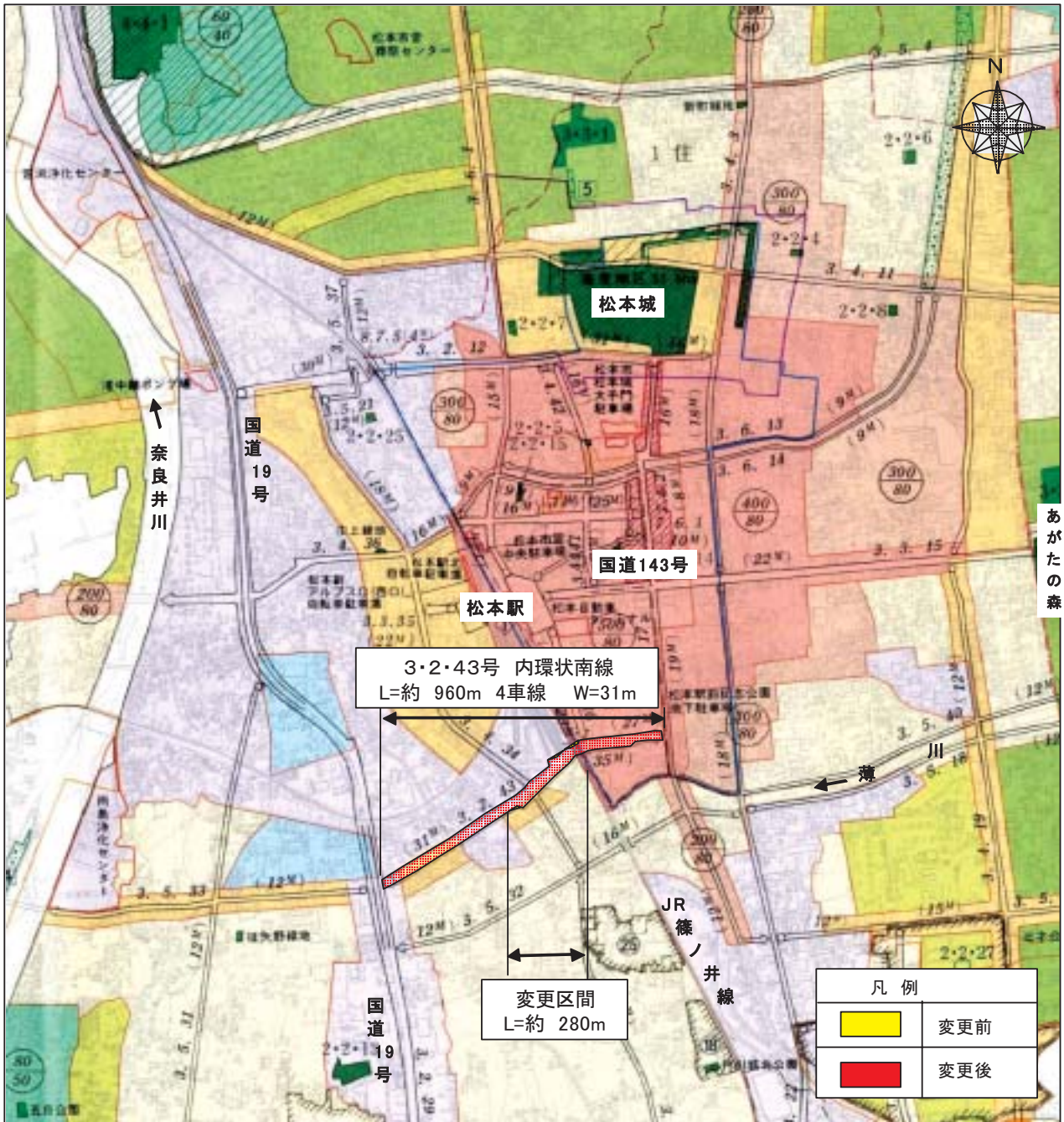
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。  
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

**5 その他**

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙)

松本都市計画道路の変更(素案)  
3・2・43号 内環状南線



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時： 月 日 時 分)

公 述 申 出 書

(整理番号 )

松本都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の  
とおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

平成20年8月21日、安曇野市による穂高富田地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成20年9月1日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

農地整備課

農地整備課

平成20年9月2日から10月1日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡波田町役場

農地整備課

公告

東筑摩郡波田町による扇子田地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年9月1日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業計画書の写し
  - 条例の写し
- 縦覧の期間

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成20年9月1日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
施設警備業務 (1級)	平成20年 12月7日 (日)	午前8時30分 から午後5時 まで	塩尻市大字宗賀桔 梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

## 学科試験及び実技試験

## 3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
施設警備業務 (1級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に 関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故 が発生した場合における応急の措 置に関すること。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に 関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故 が発生した場合における応急の措 置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

## 4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 5 受検定員

種 別	定 員
施設警備業務 (1級)	30人

## 6 受検の手続

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込みの方法

- (7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

- (4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
- (9) 電話1本につき1人の受付とします。
- (5) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

## イ 受付期間

平成20年10月21日(火)から10月22日(水)まで(受付時間は午前9時から午後5時まで)とします。

## (2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成20年11月14日(金)までに提出してくださ

い。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面(1級検定受検資格認定書)

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

## (3) 検定手数料

検定手数料(1万6,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課